

令和3年度

P T A 総会資料

合志市立合志楓の森小学校

合志市立合志楓の森小学校PTA規約(案)

■ 第1章 名称および所在地

第1条 本会は合志市立合志楓の森小学校PTAと称し、所在地を合志市栄3793番地5合志楓の森小学校内とする。

■ 第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、学校、家庭、社会における児童の健全な成長と福祉増進を図り、併せて会員相互の教養を高め、教育の振興を図ることを目的とする。

■ 第3章 方針

第3条 本会は、前述の目的を達成するため、次の方針に基づく。

1. 合志楓の森小学校の教育方針を理解し、学校教育に協力する。
2. 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、干渉、統制も受けない。
3. 児童及び青少年の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。
4. 合志楓の森小学校の管理・運営や人事に干渉しない。

■ 第4章 活動

第4条 本会は、前述の目的を達成するため、次の活動を行なう。

1. 教育を理解し、教育尊重の世論を喚起すること。
2. 保護者、教職員共に教養を高めるための研修に関すること。
3. 教育施設の改善・整備の促進に関すること。
4. 会の運営や活動についての広報に関すること。
5. その他、必要と認めた事項。

■ 第5章 会員

第5条 本会は、合志楓の森小学校に在籍する児童の保護者及び教職員をもって、会員とする。

第6条 本会の会員は、次の権利と義務を有する。

(権利) 1. 動議を出し議決すること。

2. 会務及び事業報告を受けること。

(義務) 1. 本会の目的達成のために努力する。

2. 所定の会議に出席する。

3. 会費を納める。

■ 第6章 役員

第7条 本会にPTA執行部をおく。

PTA執行部は、会員相互の支え合いによる活動が潤滑に行われるよう努める。必要に応じてPTA執行部会議を開き、本会の運営方針、議案、企画及び予算案等の会務について話し合う。

第8条 PTA執行部の役員は、次のとおりとする。

会 長 1名（保護者）
副会長 2名（保護者）
書 記 2名（保護者）
会 計 3名（保護者2名、教職員1名）

1. 会長を除く役員の人数は諸事情に応じて、増減することができる。
2. 役員は、会計監査を兼ねることはできない。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、総会、運営委員会、PTA執行部会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副会長が2名以上ある時は、あらかじめ会長が決めた順序でその職務を代理し、又行う。
- (3) 書記は、総会に提出する議案や報告書を作成し、諸会議の議事ならびに本会の活動に関する事項を記録保管する。
- (4) 会計は、本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、運営委員会で収支報告するとともに、総会において会計監査を経た前年度決算報告および今年度予算案を提示する。
- (5) 役員は、すべての会合に出席して意見を述べることができる。

第10条 本会に会計監査を2名おく。

会計監査は、本会の収支について監査を行い、総会で監査報告をする。

第11条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とし再任を妨げない。総会までの間は、書面承認とする。
- (2) 役員が決定するまでは、前役員または他役員の兼任とする。

第12条 役員の選出を次のとおり定める。

- (1) 役員は、選考委員会の選出に基づき、会員に承認を得て選出する。
- (2) 役員の選出は、事前に被指名者の同意を必要とする。
- (3) 選考委員の規則は別に定める。

第13条 本会には、顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は、前会長及び校長とし、その他に会長が委嘱したものをあてることができる。
- (2) 顧問は、本会運営に関する基本的事項についての会長の諮問に応じて意見を述べるができる。
- (3) 顧問は、会長の要請により役員会に出席し意見を述べるができるが議決権は持たない。
- (4) 顧問の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。

■ 第6章 機 関

第14条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 常置委員会
- (5) 特別委員会

第1節 総 会

第15条 総会は、本会の最高議決機関で、定期総会および臨時総会とし、定期総会は年度初めに開き、次の事項を決定する。

- (1) 前年度活動報告及び今年度活動計画の承認。
- (2) 前年度決算及び今年度予算案の承認。
- (3) 役員改選の承認。
- (4) 規約の制定・改廃。
- (5) その他必要と認める事項。

第16条 総会は、会員数の3分の2以上の出席で成立し（委任状による出席者を含む）、議決は出席者の過半数による。議決権は、保護者1世帯および教職員1名につき1票とする。

第17条 災害時や緊急時などにおいて、総会の招集が困難と会長が判断した時、合理的かつ民主的な議決権の行使を行えるように、書面による総会を開くことができる。

第18条 運営委員会が必要と認めた場合、または、世帯数の5分の1以上の要求があった場合は、会長が臨時総会を招集する。

第2節 役員会

第19条 役員会は本会の役員を持って構成し、次の事を行う。

- (1) 行事計画を立案し、収支予算案を総会に提出する。
- (2) 総会議案の審議、並びに総会の運営、決議事項の執行。

第3節 委員会

第20条 運営委員会は、PTA執行部、常置委員会委員長、校長、教頭、主幹教諭、顧問をもって構成し、次のことを審議し、決定する。

- (1) 本会の運営に関する基本方針
- (2) 本会の運営に関する事業計画案
- (3) 総会に付議する事項（予算・決算案等）
- (4) 規定の制定及び改廃
- (5) 会則、規定等に定められた承認事項

(6) その他役員会で必要と認めた事項

第21条 運営委員会は、定期的を開くとともに、必要に応じて臨時に開くことができる。

第22条 本会の目的を達成するために、次のとおり委員会を設ける。

- (1) 常置委員会として、広報委員会、地区委員会、体育委員会、学級学年委員会、文化委員会を常置する。
- (2) 上記常置委員会の改廃は、運営委員会で決定し直近の総会で承認を得る。
- (3) 特別委員会として、選考委員会（現指名委員、選考委員）を設ける。また必要に応じ臨時的に特別委員会を設ける。

■ 第7章 会 計

第23条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって支弁する。

第24条 本会の会費は、1世帯あたり月額300円とする。また教職員も1人あたり月額300円とする。年度内に転入する児童・教職員に関しては減免を認め、転出する児童・教職員に関しては残月額分を返金することとする。

第25条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第26条 本会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

■ 第8章 規則改正

第28条 本規則は、総会において出席者の過半数の賛同があれば改正することができる。

付則

第1条 細則を設けることができ改廃は運営委員会において行なう。

第2条 本規約の規定および細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告するものとする。

第3条 文書の保存は原則5年とする。それ以降は、データでの保管とする。

本規約は、令和3年6月1日より実施する。

合志市立合志楓の森小学校PTA規則細則（案）

□会員および児童に関する弔慰規定

第1条 弔意については、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 1 児童、保護者死亡の場合 | 香典1万円 |
| 2 教職員死亡の場合 | 香典1万円 |
| 3 教職員家族死亡の場合 | |
| 配偶者・同居する両親および子供の場合 | 香典5千円 |
| 同居しない両親・子供の場合 | 香典3千円 |
| 4 弔電及び生花については任意とし、PTA執行部の判断とする。 | |

第2条 PTA会員に不慮の災害があるときは、運営委員会において適宜見舞いをなす。

第3条 その他の事柄で、運営委員会が必要と認めた場合は、上記の規定に関わらず実施できるものとする。

第4条 弔意についてすべて返礼は受けないものとする。

□役員改選

第1条 会則第20条（3）記載の選考委員会は候補者を選考し、その承諾を得て総会に報告し承認を得る。

第2条 定期総会にて承認を得ると同時にその任期を終了とし解散する。

第3条 今年度地区委員に関しては、令和4年度の選考対象を免除する。
（黒石原区安全委員を地区委員とみなす。）

□会 計

第1条 PTA執行部のPTA活動における研修会等の参加交通費支給を次の通り定める。

- 1 合志市内一律500円とする。（校区内は除く）
- 2 合志市外一律1000円とする。
- 3 それ以外については、運営委員会において協議・決定する。

□個人情報に関する規定

第1条 「合志楓の森小学校PTA個人情報取扱方針」に沿って活動を行う。

第2条 個人情報データについては、以下の場合を除きPTA会員本人の同意なく第三者に提供および販売することを禁止する。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、PTA会員本人の同意を得ることが困難な場合

□委員会

第1条 常置委員会の任務は次の通りとする。

(1) 地区委員会

各地区から選出された地区委員をもって組織し、地区における会員相互や自治会との連絡、及び児童の通学路の安全点検、危険個所の改善活動を行う。

(2) 広報委員会

学校と家庭の教育上必要な連絡の為、広報活動にあたる。

(3) 学級学年委員会

学年、学級行事の企画進行や会員相互の親睦を深める。

(4) 保健体育委員会

運動会及び体育関係行事の支援を行う。また、会員相互の教育活動を推進する。

(5) 文化委員会

会員相互の教養を高めるために講習会等の企画、開催を推進する。

第2条 特別委員会の任務は次の通りとする。

(1) 選考委員会

各地区から選出された選考委員、執行部をもって組織し、第7条記載の役員並びに、第9条記載の会計監査を選出する。

第3条 常置委員会、特別委員会の任期は、1年とする。

第4条 各地区の選出人数は次の通りとする。

地区名	地区委員	選考委員
黒石原	12 (各町内から2名)	6 (各町内から1名)
陽光台	2	1
御代志、恵楓園等	2	1

付則 本規定は、令和3年6月1日より実施する。

令和3年度 会計予算（案）

1. P T A会費の設定

令和3年（西暦2021年度） 3,000円 1世帯/年間（月300円）

2. 会費の徴収

一括徴収

令和3年6月1日付

《収入内訳》 (単位：円)

項 目	本年度予算額	備 考
会 費	1,515,000	保護者 505世帯×300円×10ヶ月
	123,000	教職員 41人×300円×10ヶ月
会費合計	1,638,000	
分 担 金	672,000	分離元校からの分担金
雑 収 入	0	預金利息
合 計	2,310,000	

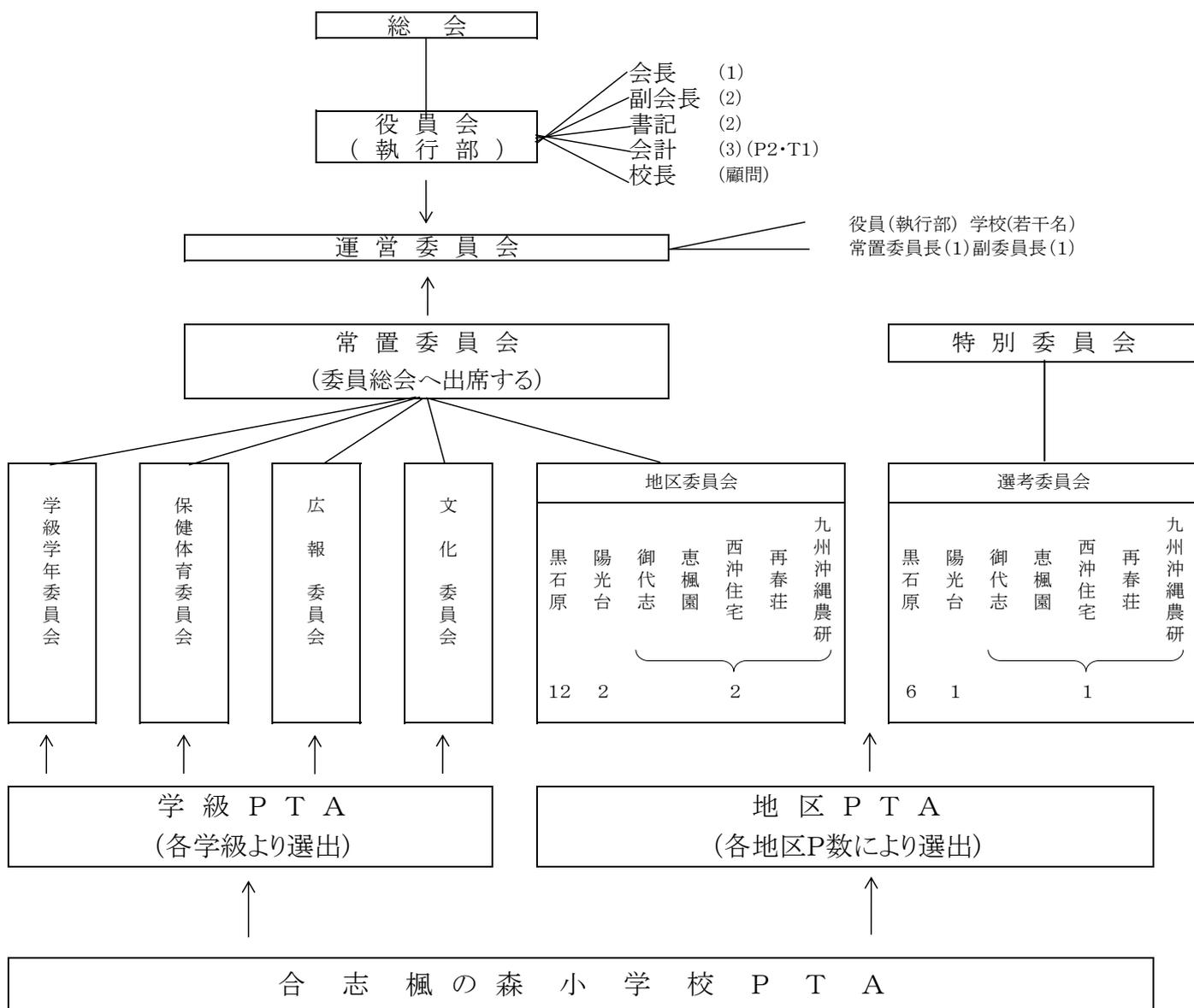
《支出内訳》 (単位：円)

項 目	本年度予算額	備 考
総 会 費	150,000	記念品・花代・運営費など
会 議 費	10,000	各委員会運営費・監査代
需 要 費	200,000	用紙・封筒・コピー機インク・消耗品他
事 業 費	30,000	参加費・旅費・九P大会補助
	209,700	学年学級活動費(699人×300円)
	160,000	文化、保体、広報、地区委員会の活動費
慶 弔 費	10,000	慶弔・見舞金
負 担 金	250,000	県・郡・市PTA負担金
	384,000	P災、安全互助会
積 立 金	50,000	記念事業、物品購入のための積立金
予 備 費	856,300	OA機器・用具など高額購入品準備金含む
合 計	2,310,000	

令和3年度 PTA 執行部 (案)

役 職	氏 名	地 区
会 長	永田 慎一	陽光台
副 会 長	高田 亜希子	御代志
	寺山 祥子	黒石原
書 記	佐藤 由布子	黒石原
	安武 志穂	黒石原
会 計	中島 仁	御代志
	福留 生将	陽光台
会 計 監 査	市原 絵里	陽光台
	一安 恵	主幹教諭

合志楓の森小学校PTA運営機構



令和3年度事業計画(案)

執行部					常置委員会		
運営委員会	対外関係				文化委員会	学級学年委員会	保健体育委員会
本会の運営に関する計画事項を審議決定する	市関係	市P関係	郡市P関係	県P・九州P関係	会員相互の教養を高めるために講習会等の企画、開催を推進する。	学級学年における諸問題について協議しその運営に協力し親睦を図る	会員・児童の健康教育への協力及び児童の福利厚生に関するを行う。
役員会 運営委員会 PTA総会 委員会 委員総会 新旧役員引き継ぎ会 各種講演会参加 運動会協力 危険箇所点検参加 各地区懇談会出席 PTA講演会参加 PTAレクリエーション参加	市交通安全対策会議 市人権同和教育推進協議会 学校給食共同調理場運営委員会 市青少年育成市民会議 社会を明るくする運動 青少年教育特別講演会 市人権同和教育研究大会 人権教育指導者研修 市人権フェスティバル 市民祭り	市P連総会 市P連役員会 スポーツ交流会 各種講演会等	郡市P連総会 郡市P連理事会 郡市P会長会・家庭部会	県P総会 県P指導者研修会 熊本県PTA研究大会 日本PTA研究大会	各委員会については、10月を目途に計画予定。		

常置委員会		特別委員会		学 校 行 事 予 定(予定ですので変更する可能性があります)										
広報委員会	地区委員会	選考委員会	会計監査	月	日	曜日	予定行事	月	日	曜日	予定行事			
機関紙の発行その他広報活動に関するを行う。	地区での代表窓口として、地区における児童の生活指導・安全教育に関するを行う。	役員並びに、会計監査を選出する。		4	8	木	1学期始業式	12	24	金	後期前半終了			
各委員会については、10月を目途に計画予定。					9	金	入学式	1	7	金	後期後半開始			
				7	2	金	授業参観・懇親会	2	5	土	授業参観・懇談会			
					21	水	前期前半終了	3	4	金	授業参観・懇談会			
				8	21	土	愛校作業		11	金	お別れ遠足			
					26	木	前期後半開始		23	水	小学校卒業式			
					2	木	5年集団宿泊(芦北)	24	木	修了式				
					3	金	5年集団宿泊(芦北)	28	月	退任式				
					11	土	授業参観・引き渡し訓練							
					8	金	前期終業式							
					14	木	後期始業式							
					16	土	土曜授業							
	17	日	運動会											
	25	月	6年修学旅行											
	26	火	6年修学旅行											
	11	27	土	学習発表会										

合志楓の森小学校 P T A 個人情報取扱方針

合志楓の森小学校 P T A

(関係法令の遵守)

第1 本校 P T A は、「個人情報の保護に関する法律」、「熊本県個人情報保護条例」等関係法令を遵守し、個人情報の適正な取扱いに努めます。

(個人情報の内容)

第2 本会が保有する個人情報は以下の内容となります。

会員の氏名、ふりがな、住所、連絡先(電話番号)、
会員の子である児童の名簿番号、氏名、ふりがな、学年、クラス

(個人情報の利用目的)

第3 本会が保有する個人情報は P T A 規則及び細則に掲げる事業を実施するための連絡及び組織運営にのみ利用いたします。

(個人情報の保管および提供)

第4 P T A の保有する個人情報は P T A 名簿・P T A 総会資料等として保管し、必要に応じて会員に配布します。P T A 名簿・P T A 総会資料等を配布された者はその管理に責任をもつこととします。また、P T A 名簿は、次の範囲に限定して配布します。

(1) P T A 役員

(2) 合志楓の森小学校職員

※ P T A 役員とは、総会資料組織図における運営委員会を構成する役員をさします。

(地区委員に関しては必要に応じて所属する地区に限定した名簿を配布)

(個人情報の照会・訂正・削除等)

第5 会員の情報を照会・訂正・削除する場合には会員本人から直接 P T A まで直接ご連絡下さい。ご本人と確認できる場合に限り対応いたします。なお、個人情報に訂正、変更等がありましたら、できるだけ速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。

(個人情報の廃棄)

第6 本会が保有する個人情報は原則的に P T A 脱会時(児童の卒業時または転退学時等)に全て廃棄をいたします。

(方針の改定等)

第7 本取扱方針について運用上改善を要する場合には、改定等の変更を行うことがありますので、ご了承ください。

(窓口)

第8 本取扱方針および本会の保有する個人情報(P T A 会員名簿)について、ご不明な点がございましたら、クラス担任までお問合せ下さい。

(付則)

この方針は令和3年(2021年)6月1日より施行いたします。